

土地監視区域期間が延長

白浜地区は房総リゾート整備構想の特定地域に含まれたため、県から土地監視区域に指定され、今年9月末でその指定期間が終了しました。

しかし、地価は下落の傾向にあるものの、依然高水準なので、10月1日から更に3年間土地監視区域に指定されました。

指定期間

平成4年10月1日～平成7年9月30日

届出対象面積 500㎡以上

健康づくり推進 タオルの配布

先月の広報と同時配布しました標語入りのタオル、お手元にとどいていきますでしょうか。

町民の健康保持、増進を図ることを目的に配布したものです。なお、標語については中学生から募集したものです。これからも健康づくりに一層のご協力をお願いします。
保健衛生課 国保係



長くていい話

「長生き」と言えば長生きすること、「長所」と言えばすぐれた点というように、「長いこと」とは良いこと、

ナガークトクになる話をご存知ですか。それは、所得税の『住宅取得等特別控除』です。この制度は、マイホームを借入金で取得したり、増改築等をしたときに、借入金の年末残高の1%をその年の所得税の額から控除するというものですが、その控除額は年最高20万円、控除期間は6年（ただし平成元年以前に居住した場合は5年）ですから、実にナガークトクになるわけです。この制度の適用を受けるためには一定の要件を満たす必要があります。



なお、家屋を新增築したり取り壊した場合、役場税務課へお知らせください。
問合せ 銚子税務署 ☎0479-21571 役場税務課 ☎041211

退職者医療制度

70歳未満で退職して年金で暮らしている人の医療は。

退職被保険者本人および扶養家族は「退職者医療制度」の対象になります。ただし、対象者は次の条件をみたしている方です。

加入できる人

- ①厚生年金や各種共済組合から老齢（退職）年金または通算老齢（退職）年金を受けている人で、年金加入期間が20年以上、もしくは40歳以後の期間が10年以上ある人。
- ②退職被保険者本人の配偶者、三親等内の親族で、退職被保険者本人と同世帯で、主として退職被保険者本人により生計を維持している人（ただし、年間収入が120万円（60歳以上は170万円）以上ある人は被扶養者にはなれません）。

資格および届出

退職者医療制度の加入資格は、年金受給権が発生した日から適用になります。年金証書を受けとったら、世帯主は14日以内に国保の窓口へ届け出てください。



お医者さんにかかる時

お医者さんの窓口で支払う一部負担金は……

退職被保険者本人	入院	2割
	通院	3割
扶養家族	入院	2割
	通院	3割

特例療養費

もし、あなたが退職被保険者の資格発生から国保の届け出をする間に、お医者さんにかかったときの一部負担金は3割です。後で申請をすると、差額の1割は払い戻されます。